

石川県公報

令和元年12月27日（金曜日）

号 外

（第 54 号）

目 次

規 則		
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課)	1	○麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則 (薬事衛生課) 2
		○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 3

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年石川県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（費用の徴収額）

第五条の二 前条第一項の規定により徴収する費用の額（以下「費用の徴収額」という。）は月額により決定するものとし、措置入院者及びその扶養義務者の入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割（同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいい、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額を合算して得た額が五十六万四千円を超える場合における費用の徴収額は二万円（入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第三十条の二に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が二万円に満たない場合は、その額）とする。

2 所得割の額を算定する場合において、措置入院者又はその扶養義務者が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）を有するときは、当該所得割の額から、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の二第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 所得割の額を算定する場合において、措置入院者又はその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。

4 所得割の額を算定する場合において、措置入院者又はその扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えたとき同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明

らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えたとき同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

- 一 地方税法第二百九十五条第一項(同項第二号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合には、所得割の額は、零とする。
 - 二 前号に該当しない者である場合には、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の二第一項に規定する率を乗じて得た額を控除する。
- 5 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合、その月の費用の徴収額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{費用の徴収額} \times \frac{\text{措置入院期間の日数}}{\text{その月の実日数}}$$

別記様式第一号備考1及び別記様式第二号備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号中「④成年被後見人又は被保佐人」を「③精神の障害の程度により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要の認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない者」に改め、同様式備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第五号備考1、別記様式第七号備考1、別記様式第八号備考1及び別記様式第九号備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十二号

麻薬中毒者入院費用徴収規則の一部を改正する規則

麻薬中毒者入院費用徴収規則(昭和四十年石川県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第四条を第五条とし、第三条の前の見出しを削り、同条を第四条とし、同条の前に見出しとして「(費用の徴収額の減免)」を付する。

第二条の次に次の一条を加える。

(費用の徴収額)

第三条 前条第一項の規定により徴収する費用の額(以下「費用の徴収額」という。)は月額により決定するものとし、費用徴収対象者の入院のあつた月の属する年度(当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の所得割(同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいい、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算して得た額が五十六万四千円を超える場合における費用の徴収額は二万円(入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額(法第五十八条の十七第二項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十条の二に規定する他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額が二万円に満たない場合は、その額)とする。

2 所得割の額を算定する場合において、費用徴収対象者が地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)又は同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)を有するときは、当該所得割の額から、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第三百十四条の二第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 所得割の額を算定する場合において、費用徴収対象者が指定都市(地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を

指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。

4 所得割の額を算定する場合において、費用徴収対象者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えたとき同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えたとき同号に該当する者であるときは、次に定めるとおりとする。

1 地方税法第二百九十五条第一項(同項第二号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合には、所得割の額は、零とする。

11 前号に該当しない者である場合には、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

5 月の中途で措置入院を開始し、又は終了する場合には、その月の費用の徴収額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{費用の徴収額} \times \frac{\text{措置入院期間の日数}}{\text{その月の実日数}}$$

別記様式中「娶」を「嫁」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十三号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

第一条 石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和二十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一注1中「指定医療機関(児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関)を「指定発達支援医療機関(児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関)に改め、「ものをいう。」の次に「注12において同じ。」を加え、同表注に次のように加える。

12 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る費用の徴収については、措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、第3条第1項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分に限り、この表の基準額を上限として徴収するものとする。B層層と認定された世帯に属する措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても、同様とする。

第二条 石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を次のように改正する。

第二条中「及び別表第二」を「から別表第三まで」に改め、同条第三号及び第四号中「除き、」の下に「地方税法による当該年度分(四月から六月までにあつては、前年度分)の市町村民税の所得割(別表第三にあつては、)を加え、「の所得税」を「の所得税」に改める。

第三条第一項中「及び第七号から第七号の三まで」を「第七号(障害児入所施設に係る部分を除く)、第七号の二及び第七号の三」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童福祉法第五十条第七号(障害児入所施設に係る部分に限る。)に規定する費用の徴収額は、別表第二により算定した額とする。

別表第一注以外の部分を次のように改める。

別表第1(第2条、第3条関係)

児童養護施設等徴収金基準額表(扶養義務者用(児童自立生活援助事業所については本人用))

各月初日の措置児童等の 属する世帯の階層区分	徴収月額					徴収日額				
	入所施設		通園施設等		助産施設	乳児院(短期入所の場合に限る。)				
	基準額	加算基準額	基準額	加算基準額	基準額	基準額	加算基準額			
A階層	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0			
B階層	2,200	220	1,100	110	2,200円に出生一時金の20パーセントに相当する額を加算した額	0	0			
C階層	4,500	450	2,200	220	4,500円に出生一時金の30パーセントに相当する額を加算した額	1,000	100			
D階層	1	所得割の額が9,000円以下である世帯	6,600	660	3,300	330	6,600円に出生一時金の50パーセントに相当する額を加算した額	1,000	100	
	2	1	所得割の額が9,001円以上19,000円以下である世帯	9,000	900	4,500	450	9,000円に出生一時金の50パーセントに相当する額を加算した額	1,000	100
		2	所得割の額が19,001円以上27,000円以下である世帯	9,000	900	4,500	450		1,000	100
	3	所得割の額が27,001円以上57,000円以下である世帯	13,500	1,350	6,700	670		1,000	100	
	4	1	所得割の額が57,001円以上81,000円以下である世帯	18,700	1,870	9,300	930		1,000	100
		2	所得割の額が81,001円以上93,000円以下である世帯	18,700	1,870	9,300	930		2,000	200
	5	所得割の額が93,001円以上177,300円以下である世帯	29,000	2,900	14,500	1,450		2,000	200	
	6	所得割の額が177,301円以上258,100円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が4,120円を超えるときは、4,120円とする。	20,600	2,060			2,000	200
	7	所得割の額が258,101円以上348,100円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が5,420円を超えるときは、5,420円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が2,710円を超えるときは、2,710円とする。			2,000	200
8	所得割の額が348,101円以上456,100円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が6,870円を超えるときは、6,870円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が3,430円を超えるときは、3,430円とする。			2,000	200	
9	所得割の額が456,101円以上583,200円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が8,500円を超えるときは、8,500円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が4,250円を超えるときは、4,250円とする。			2,000	200	

10	所得割の額が583,201円以上704,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が10,290円を超えるときは、10,290円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が5,140円を超えるときは、5,140円とする。	2,000	200
11	所得割の額が704,001円以上852,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が12,250円を超えるときは、12,250円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が6,120円を超えるときは、6,120円とする。	2,000	200
12	所得割の額が852,001円以上1,044,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が14,380円を超えるときは、14,380円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が7,190円を超えるときは、7,190円とする。	2,000	200
13	所得割の額が1,044,001円以上1,225,500円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が16,660円を超えるときは、16,660円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が8,330円を超えるときは、8,330円とする。	2,000	200
14	所得割の額が1,225,501円以上1,426,500円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が19,120円を超えるときは、19,120円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額。ただし、その額が9,560円を超えるときは、9,560円とする。	2,000	200
15	所得割の額が1,426,501円以上である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額に相当する額	その日のその措置児童に係る措置費の支弁額	その日のその措置児童に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額

別報第1号第1「障害児入所施設」及び「指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関であつて同法第7条第2項の規定により障害児入所支援を行うものをいう。注12において同じ。）」並びに別報第2号「知的障害児自活訓練事業加算費、スプリンクラー保守管理費」及び「社会的養護処遇改善加算費」に定める別報第3号の表の「所得割の額」をいう。

3 この表の「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合にあつては、所得割に係る減免額を当該所得割の額から控除して得た額）をいう。

4 所得割の額の算定方法については、地方税法に定めるところによるほか、次に掲げるところによる。

- (1) 措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方税法第314条の3第1項（所得割の税率）に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者である場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- (2) 地方税法第314条の7第1項（寄附金税額控除）及び第314条の8（外国税額控除）並びに同法附則第5条第3項（配当控除）、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項（住宅借入金等特別税額控除）の規定は、適用しない。

別報第1号第2「掲げる世帯」の注1「のいずれか」並びに別報第2号の注1「のいずれか」に定める。

- (1) 扶養義務者のいない世帯及び自立援助ホームの入所児童（者）

- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項又は第2項の規定により現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 次に掲げる者(社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を受けた児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付(同法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係るものに限る。)の支給を受けた者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。)を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号に掲げる障害基礎年金その他これに類する給付の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) (1)から(3)までに定めるほか、保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等特に困窮していると知事が認めた世帯

「と、し、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から27万円(9(2)に該当する場合にあつては、35万円)を控除するもの」を指す。

「租税特別措置法」第26条第1項第1号「(昭和32年法律第26号)」及び「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」第175号第1項を指す。

別表第2 (第2条、第3条関係)

障害児入所施設等徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の 属する世帯の階層区分	徴収月額		
	入所施設		
	基準額	加算基準額	
A階層	円 0	円 0	
B階層	2,200	220	
C階層	4,500	450	
D階層	1 所得割の額が12,000円以下である世帯	6,600	660
	2 所得割の額が12,001円以上30,000円以下である世帯	9,000	900
	3 所得割の額が30,001円以上60,000円以下である世帯	13,500	1,350
	4 所得割の額が60,001円以上96,000円以下である世帯	18,700	1,870
	5 所得割の額が96,001円以上189,000円以下である世帯	29,000	2,900

6	所得割の額が189,001円以上277,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が4,120円を超えるときは、4,120円とする。
7	所得割の額が277,001円以上348,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が5,420円を超えるときは、5,420円とする。
8	所得割の額が348,001円以上465,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が6,870円を超えるときは、6,870円とする。
9	所得割の額が465,001円以上594,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が8,500円を超えるときは、8,500円とする。
10	所得割の額が594,001円以上716,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が10,290円を超えるときは、10,290円とする。
11	所得割の額が716,001円以上864,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が12,250円を超えるときは、12,250円とする。
12	所得割の額が864,001円以上1,056,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が14,380円を超えるときは、14,380円とする。
13	所得割の額が1,056,001円以上1,238,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が16,660円を超えるときは、16,660円とする。
14	所得割の額が1,238,001円以上1,439,000円以下である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が19,120円を超えるときは、19,120円とする。
15	所得割の額が1,439,001円以上である世帯	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額の10パーセントに相当する額

注1 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関であつて同法第7条第2項の規定により障害児入所支援を行うものをいう。）をいう。

2 この表の「支弁額」とは、その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額から民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費、スプリンクラー保守管理費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費及び降灰除去費を除いたものをいう。

3 この表の「所得割の額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合にあつては、所得割に係る減免額を当該所得割の額から控除して得た額）

をいう。

- 4 所得割の額の算定方法については、地方税法に定めるところによるほか、次に掲げるところによる。
 - (1) 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方税法第314条の3第1項（所得割の税率）に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者である場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
 - (2) 地方税法第314条の7第1項（寄附金税額控除）及び第314条の8（外国税額控除）並びに同法附則第5条第3項（配当控除）、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項（住宅借入金等特別税額控除）の規定は、適用しない。
 - (3) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この注4(3)において「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この注4(3)において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除する。
- 5 同一世帯から2人以上の措置児童等があるときは、その月の徴収月額中最も多額な措置児童等については基準額を、その他の措置児童等については加算基準額を徴収の上限とする。
- 6 措置児童等の属する世帯がB階層と認定された場合において、次に掲げる世帯のいずれかに該当するときは、この表の定めにかかわらず当該階層の徴収額を0円とする。
 - (1) 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条第1項又は第2項の規定により現に児童を扶養しているもの世帯
 - (3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された者、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を受けた児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係るものに限る。）の支給を受けた者及び同法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者を除く。）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法第15条第2号に掲げる障害基礎年金その他これに類する給付の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) (1)から(3)までに定めるほか、保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者等特に困窮していると知事が認めた世帯
- 7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号の寡婦又は同項第12号の寡夫とみなす。この場合において、その者の前年（1月から6月までの間の利用にあつては、前々年。(1)から(3)までにおいて同じ。）の所得（同項第13号の合計所得金額をいう。(1)から(3)までにおいて同じ。）が125万円以下であるときは、市町村民税非課税である者とみなす。
 - (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻していないもののうち、扶養親族（地方税法第292条第1項第9号の扶養親族をいう。以下この注7において同じ。）その他その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者（同項第7号の同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族である者を除く。(2)及び(3)において同じ。）で前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する額以下であるものを有するもの
 - (2) (1)に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 - (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子で前年の所得が所得税法第86条の規定による基礎控除の額に相当する額以下であるものを有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

- 8 7前段の規定により寡婦又は寡夫とみなされた者であつて、7後段の規定により市町村民税非課税である者とみなされるもの以外のものについて所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から26万円(7(2)に該当する場合にあつては、30万円)を控除するものとする。
- 9 措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には、第3条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分に限り、この表の基準額を上限として徴収するものとする。B階層と認定された世帯に属する措置児童等が3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても、同様とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和二年一月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則別表第一注12の規定は、令和元年十月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に見童福祉法第五十六条第二項の規定による費用徴収の対象となっている者に係る第二条の規定による改正後の石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(別表第三を除く。)の規定によつて算定された費用(以下「新算定額」という。)の徴収額が同条の規定による改正前の石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(別表第三を除く。)の規定によつて算定された費用(以下「旧算定額」という。)の徴収額を超える場合には、その者の費用の徴収額は、新算定額の徴収額が初めて旧算定額の徴収額と同額以下となるまでの間に限り、旧算定額によるものとする。

